

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第22条第1項
処分の概要	漁業権の取消、行使の停止命令等 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第22条第1項 都道府県知事は、海岸管理者の申請があった場合において、海岸保全施設に関する工事を行うため特に必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。